

特別養護老人ホーム小鹿苑 重要事項説明書

1 当苑の概要

(1) 名称

- ・名称：社会福祉法人^{恩賜財団}済生会支部静岡県済生会 特別養護老人ホーム 小鹿苑
- ・所在地：静岡市駿河区小鹿一丁目1番24号
- ・介護保険指定事業所番号：2274100094

(2) サービス提供地域

- ・サービス提供地域：静岡市（その他の地域の方でご希望の方はご相談下さい。）

(3) 職員体制（介護老人福祉施設＋（介護予防）短期入所生活介護）

- ・施設長：1名、介護長：1名、介護職員および看護職員：34名以上、看護師：4名以上、生活相談員：2名（社会福祉士・介護福祉士）、介護支援専門員：1名以上、機能訓練指導員：1名以上、医師：1名（嘱託）、事務員：1名以上、管理栄養士および栄養士：1名以上

(4) 設備

- ・定員100名（介護老人福祉施設：80名＋短期入所生活介護：20名）
- ・居室（4人部屋21室・その他9室）、浴室（特殊浴室・一般浴室）、機能訓練室、医務室、静養室、食堂、談話室

2 運営の方針

隣接する静岡済生会総合病院と連携し、地域の要介護者の生活支援のための相談に応じ、介護福祉施設サービスを提供します。

3 サービス内容

(1) 食事：状態に応じた調理方法とします。

(2) 入浴：原則として、1週間に2回、状態に応じた方法で入浴していただきます。

ただし、健康状態等により 部分浴または清拭となる場合があります。

(3) 介護：ご希望や状態に応じ、適切な介護サービスを提供します。

（着脱介助・排泄介助・オムツ交換・体位変換・シーツ交換・その他）

(4) 健康管理：健康状態に注意し、必要に応じて適切な措置をとります。

(5) レクリエーション等：季節感ある行事等を行い、日々の生活が潤うよう努めます。

(6) 機能訓練：心身の状況等に応じて、日常生活に必要な機能を改善し、またはその機能の減退を防止するよう努めます。

4 非常災害対策

別に定められている当苑防災規程により、地震等の災害による被害防止及び軽減に努めます。

5 虐待の防止

- ・当苑は、ご利用者様の人権の擁護及び虐待の防止のため、虐待の発生及び再発を防止するための委員会の設置、指針の整備及び研修の実施等、必要な措置を講じます。
- ・当苑は、サービス提供中に、虐待を受けたと思われるご利用者様を発見した場合は、速やかに市町村に通報します。

6 身体拘束等の適正化のための対策

当苑は、緊急やむを得ない場合を除いて、身体拘束を行わないこととし、身体的拘束等の適正化を図るため、委員会の設置、指針の整備及び研修の実施等、必要な措置を講じます。

7 感染症や災害への対応力強化

当苑は、感染症又は災害が発生した場合において、必要なサービスを継続して提供できる体制を構築するため、業務継続計画の策定並びに研修及び訓練の実施等、必要な措置を講じます。

8 料金

ご利用者様が負担する利用料金は料金表の通りです。要介護度の変更、また介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額、認定有効期間に合わせてご利用者様のご利用料金を変更します。

- ・加算項目については、加算要件を満たす項目のみ算定させていただきます。
- ・ご利用者様が要介護認定を受けていない場合には、速やかに必要な手続きをおこなってください。要介護認定区分、費用負担割合等が確定するまでの間、利用料の請求は保留とし、確定し次第請求させていただきます。

※ご利用の負担割合は、『介護保険負担割合証』に記載されている割合となります。

(1) 利用者負担軽減制度について

施設サービスを利用する場合の食費・居住費（滞在費）は原則として全額自己負担ですが、一定の基準を満たし「負担限度額」の認定を受けた人は、費用の軽減サービスが受けられます。

また、社会福祉法人による利用者負担軽減制度が適用となる場合もあります。いずれの場合も、区役所の高齢介護課で申請手続きのうえ、ご利用の前に「負担限度額認定証」「社会福祉法人等利用者負担額軽減確認証」を施設へご提示ください。

(2) 料金表

- ・基本料金（介護保険適用時のご利用料・多床室・6級地・単価 10.27 円）

区分	単位数 (1日または1月)	総費用 (1日または1月)	ご利用料金 (1割負担の場合・ 1日または1月)
要介護1(多床室)	589 単位	6,049 円	605 円
要介護2(多床室)	659 単位	6,768 円	677 円

要介護 3 (多床室)	732 単位	7,518 円	752 円
要介護 4 (多床室)	802 単位	8,237 円	824 円
要介護 5 (多床室)	871 単位	8,945 円	895 円
外泊時費用	246 単位	2,526 円	253 円

・加算項目

初期加算	30 単位	308 円	31 円
再入所時栄養連携加算	200 単位	2,054 円	206 円/回
協力医療機関連携加算	50 単位	513 円	51 円
栄養マネジメント強化加算	11 単位	113 円	11 円
経口移行加算	28 単位	287 円	29 円
経口維持加算Ⅰ	400 単位	4,108 円	411 円/月
経口維持加算Ⅱ	100 単位	1,027 円	103 円/月
口腔衛生管理加算Ⅰ	90 単位	924 円	93 円/月
口腔衛生管理加算Ⅱ	110 単位	1,129 円	113 円/月
療養食加算	6 単位	61 円	6 円/月
特別通院送迎加算 (1 月につき)	594 単位	6,100 円	6,100 円
配置医師緊急時対応加算 (配置医師の勤務時間外の場合)	325 単位	3,338 円	334 円
看取り介護加算Ⅰ (31～45 日前)	72 単位	739 円	74 円
看取り介護加算Ⅰ (4～30 日前)	144 単位	1,478 円	148 円
看取り介護加算Ⅰ (前日・前々日)	680 単位	6,983 円	699 円
看取り介護加算Ⅰ (死亡日)	1,280 単位	13,145 円	1,315 円
認知症チームケア推進加算Ⅰ	150 単位	1,541 円	154 円/月
認知症チームケア推進加算Ⅱ	120 単位	1,232 円	124 円/月
自立支援促進加算	280 単位	2,875 円	287 円/月
科学的介護推進体制加算Ⅰ	40 単位	410 円	41 円/月
科学的介護推進体制加算Ⅱ	50 単位	513 円	52 円/月
安全対策体制加算 (入所時に 1 回)	20 単位	205 円	21 円
高齢者施設等感染対策向上加算Ⅰ	10 単位	102 円	11 円
高齢者施設等感染対策向上加算Ⅱ	5 単位	51 円	5 円
新興感染症等施設療養費	240 単位	2,464 円	247 円
生産性向上推進体制加算Ⅰ	100 単位	1,027 円	103 円
生産性向上推進体制加算Ⅱ	10 単位	102 円	11 円
サービス提供体制加算Ⅰ	22 単位	226 円	23 円
介護職員等処遇改善加算Ⅰ ロ	所定単位数の 1000 分の 176		
日常生活継続支援加算	36 単位	370 円	37 円

看護体制加算Ⅰロ	4 単位	41 円	4 円
看護体制加算Ⅱロ	8 単位	82 円	8 円
夜勤職員配置加算Ⅰロ	13 単位	134 円	13 円
夜勤職員配置加算Ⅲロ	16 単位	164 円	16 円
生活機能向上連携加算Ⅰ (3 月につき 1 回)	100 単位	1,027 円	103 円
生活機能向上連携加算Ⅱ	200 単位	2,054 円	206 円/月
個別機能訓練加算Ⅰ	12 単位	123 円	12 円
個別機能訓練加算Ⅱ	20 単位	205 円	21 円/月
個別機能訓練加算Ⅲ	20 単位	205 円	21 円/月
ADL 維持等加算Ⅰ	30 単位	308 円	31 円/月
ADL 維持等加算Ⅱ	60 単位	616 円	62 円/月
若年性認知入所者症受入加算	120 単位	1,232 円	123 円
精神科医療療養指導加算	5 単位	51 円	5 円

・その他 諸費用

No	項目	利用料	内 容
1	日常生活費	200 円 (1 日)	個別に使用する日用品セット シャンプー・リンス・ボディーソープ、歯ブラシ、歯磨き粉、フェイスタオル、バスタオル、ティッシュペーパー、おしぼり、義歯洗浄剤、剃刀、ローション、シェービングクリーム、化粧水、乳液、爪切り、ヘアブラシ等 ※当苑でご用意するおむつ類は介護保険給付対象ですので、ご負担はありません。
2	居室の電気料	20 円 (1 日)	居室において使用する個人専用テレビ等の持ち込み電化製品にかかる電気料 (テレビ、冷蔵庫、電気あんか等)
		10 円 (1 日)	携帯電話・電気カミソリ等充電使用料
3	喫茶代 メニューにより	実費	月 1 回 喫茶 ※希望する場合のみ
4	特別な食事	実費	ご希望により栄養状態に応じた栄養補助食品を提供します。
5	教養娯楽費 レクリエーション等	実費	クラブ活動、個別のレクリエーション等の材料費等の費用 ※希望する場合のみ
6	理美容代	実費	理美容師による理美容サービス
7	予防接種	実費	ご利用者様のご希望により施設でインフルエンザワクチン等の予防接種を行った場合
8	移動売店	実費	お菓子、飲料など嗜好品の販売 月 1 回 ※希望する場合のみ

9	エンゼルケア	15,000 円	死亡時（清拭、整容、着替え、衛生管理、感染症予防）
10	切手代、送料等	実費	小鹿苑でお預かりしない書類や荷物等が届いた場合、身元引受人様に転送させていただきます。
11	その他	実費	個人用で必要となる日用品や保健衛生品等については、ご家族にご持参いただくか、実費を請求させていただきます。

・医療材料・衛生材料等

医療行為	必要物品	単価	使用頻度
口腔内・鼻腔内吸引	吸引用チューブ	70 円	週 2 回交換
	紙コップ	3 円	毎日 2 個使用
	使い捨て手袋	250 円	1 箱 100 枚入り/月
	アルコール綿	450 円	1 パック/月
留置カテーテル	ウロバック シロインゼリ等	3,200 円	概ね 4 週間ごと交換
感染症迅速検査	検査キット	2,300 円	インフルエンザウイルス・新型コロナウイルスへの感染を否定できない場合で、かつ利用者またはご家族が希望された場合

※単価は変更になる場合があります。

（3）その他の費用（介護保険給付外）

- ・食費： 1,845 円/日

食費、居住費についての負担限度額認定を受けている場合には、認定証（青色）記載の負担額となります。

- ・居住費：1,000 円（多床室・1 日）

- ・事務管理費：2,000 円（1 ヶ月）

管理費及び事務手続費（通信連絡費を含む）として事務管理費をいただきます。

（4）お支払い方法

- ・原則として、入所者等の口座より、口座振替させていただきます。毎月概ね 20 日頃を目安に、前月にご利用いただいたサービス利用料の請求書を送らせていただきます。27 日（27 日が土日祝日の場合は翌営業日）に、口座振替させていただきます。

9 サービスの利用方法

- （1）サービスを希望される場合は、ご利用者様ご自身及び身元引受人、後見人等が当苑を見学され、施設サービスの内容等の説明を受けられ、ご利用者様の同意を得た後、契約書にてご利用者様と当苑との契約によりサービスの提供を開始します。ご利用者様による意思決定や意思表示が困難な場合は、ご利用者様の代理人として身元引受人、連帯保証人（以下「身元引受人等」）の方にご説明のうえ契約の手続きを進めさせていただきます。

(2) 小鹿苑へのご入居にあたり、ご利用者様または身元引受人等にしていただくこと

- ・住民票の住所変更およびサービス利用に係る各種証書の住所変更（介護保険被保険者証、健康保険被保険者証、後期高齢者医療被保険者証、身体障害者手帳、重度心身障害者医療費助成受給者証等）

(3) 当苑でお預かりするもの

- ・介護保険被保険者証、介護保険負担割合証、介護保険負担限度額認定証、社会福祉法人等利用者負担額軽減確認証、健康保険被保険者証、後期高齢者医療被保険者証、身体障害者手帳、重度心身障害者医療費助成受給者証、（生活保護者は印章及び通帳）
- ・共有金（20,000 円）

※ご利用者様の急な小口出金や小額の買物等に充当するため、「小鹿苑 入所者共有金管理取扱要領」に則り 20,000 円をお預かりし、ご利用分の料金は翌月 27 日（金融機関が休日の場合は翌営業日）に口座振替にて精算させていただきます。

(4) 当苑居室にてお預かりするもの（持物には全てご記名をお願いいたします。）

(5) 医療・健康管理について

サービスのご利用開始にあたり、当苑嘱託医師（静岡済生会総合病院医師）宛に主治医からの診療情報提供書・血液検査結果等、現在服薬中の薬 1 週間分、入院中の方は看護サマリーのご用意をお願いします。

(6) 協力医療機関等について

- ・ご利用者様が入院治療を必要とする場合の協力医療機関は、静岡済生会総合病院です。

医療機関の名称	社会福祉法人 ^{恩賜財団} 済生会支部静岡県済生会 静岡済生会総合病院
所在地	静岡市駿河区小鹿一丁目 1 番 1 号
電話番号	054-285-6171（代表）
診療科	総合診療科・精神科・呼吸器内科・腎臓内科・小児科・外科・消化器外科・乳腺外科・形成外科・泌尿器科・女性泌尿器科・循環器内科・不整脈科・眼科・放射線科・耳鼻咽喉科・頭頸部外科・麻酔科・内分泌代謝科・脳神経内科・消化器内科・肝胆膵内科・血液内科・整形外科・手外科・マイクロサージャリーセンター・脳神経外科・心臓血管外科・呼吸器外科・皮膚科・産婦人科・歯科・歯科口腔外科・緩和医療科・救命救急科・病理診断科・療育整形外科・療育小児科・療育歯科・療育リハビリテーション科

- ・入所後、ご利用者様と嘱託医が相談のうえ通院や入院が必要になる場合には、ご家族もしくは後見人の方の付き添いをお願いいたします。（静岡済生会総合病院であるか他の医療機関であるかに関わらず）

- ・ご利用者様のご利用中に入院となった場合の対応は、次の通りです。

① 1 週間未満の入院の場合は、介護保険上の負担及び居住費をご負担いただきます。

- ②入院期間が1週間以上となる場合は、退所までの期間、介護保険上の負担はありませんが居住費のみご負担いただきます。
- ③1ヶ月以内の退院が見込まれない場合は、ご利用者様との契約を解除する場合があります。この場合、ご利用者様の心身の状況等を勘案し、退院後の療養の場に関する必要な情報提供等を行います。
- ④入院により退所扱いとなった場合でも、お身体の状態や医療処置が落ち着き入院後概ね3ヶ月以内の退院が見込まれるときは、ご利用者様のご意向により優先的に再入所を検討させていただきます。

(7) 当苑利用の留意事項

- ・当苑のご利用にあたって、ご利用者様同士の共同生活の場としての快適性、安全性を確保するため、下記の事項をお守り下さい。
- ①ご面会時間は10:00～11:00、14:00～17:00です。やむを得ない事情で上記時間外に来苑する場合は事前にご連絡下さい。また、お見舞品の持込は、事前に了解を得て下さい。
- ②食品の差し入れ、持ち込みの場合には、誤嚥のリスクが高いもの、衛生管理上、食中毒のリスクが高いもの、賞味期限表示のないもの等はお控えいただきますようご協力をお願いいたします。
- ③外出は原則としてご家族の付き添いが必要です。また、外出届を提出していただきます。外泊については、健康上の理由から医師の判断を得る必要上、少なくとも予定の7日前までにお申し出下さい。また、期間については、原則として6日間以内でお願いいたします。
- ④当苑には年間を通じて諸行事があります。年2回の家族会、夏祭り、敬老会、運動会等の苑内行事へのご家族のご参加、ご協力をお願いいたします。

10 個人情報・プライバシー保護について

個人情報は個人情報保護法に従い、個人情報の使用に係る同意書を基に適切に扱います。入浴・排泄・更衣・おむつ交換等の介助時は、つい立てやカーテン等を使用しプライバシーに配慮した接遇に努めます。また、勤務中はもちろんのこと勤務時間外においても、職員間の会話は十分に注意を払い、ご利用者様の個人情報保護及び尊厳への配慮に努めます。

11 サービスの終了について

- (1) ご利用者様と当苑との契約では、契約が終了する期日は特に定めていませんが、契約書第16条の事項に該当するに至った場合は、相互に1ヶ月の予告期間をおいて、この契約を解約することができます。またサービスが終了した後についての相談は下記サービス相談窓口、担当者にご連絡をお願いいたします。
- (2) 入所時にお預かりしたご利用者様の金品等は、「社会福祉法人^{恩賜財団} 済生会 利用者預り金管理取扱要領」によりご利用者様または身元引受人等に解約日までのサービス料の精算が完了次第お返しいたします。

1 2 サービス相談窓口（緊急連絡先）

（1）入退所に関する相談、要望等

- ・担当：渡邊紘透
- ・電話：054-284-0021（月曜日～土曜日 8時30分～17時30分）

（2）苦情等

- ・担当：望月優子、渡邊紘透（小鹿苑 介護サービス課）
 - ・電話：054-284-0021（月曜日～金曜日 8時30分～17時30分）
- ※その他、当苑以外にも市町村等の苦情窓口に苦情を申し立てることができます。
苦情をお申し立ての際は、当苑に対する苦情であることをお伝えください。
（静岡市介護保険課：054-221-1088）
（静岡県国民健康保険団体連合会：054-253-5590）

（3）第三者委員

- ・氏名：藤森克美（電話：054-247-0411 藤森克美法律事務所内）
- ・氏名：山梨キイ（電話：054-334-9164 介護ホームふじみの家ここあん内）
- ・氏名：藤田一敏（電話：054-271-2691 静岡ホーム内）

1 3 サービスの第三者評価の実施状況

第三者評価の実施の有無	① あり 2 なし
第三者評価を実施した直近の年月日	令和5年5月12日
第三者評価を実施した評価機関の名称	静岡県社会福祉協議会
第三者評価の結果の開示状況	① あり 2 なし

令和 年 月 日

私は、契約書及び本書面により、事業者から介護福祉施設サービスについての重要事項の説明を受け、同意します。

ご利用者様 住所 _____

氏名 _____

代 筆 者 氏名 _____ 続柄 _____

後 見 人 等 住所 _____

氏名 _____

介護福祉施設サービスの提供開始にあたり、ご利用者様に対して契約書及び本書面に基づいて重要事項を説明しました。

事業者 所在地 静岡市駿河区小鹿一丁目1番24号

名称 社会福祉法人^{恩賜}済生会支部_{財団}静岡県済生会
特別養護老人ホーム 小鹿苑

代表者 施設長 鈴木 雅子 印

説明者 氏名 渡邊 紘透 _____